

OKEKITA
おけきた

すいどうだより

編集・発行：桶川北本水道企業団

北本市中丸6-83 TEL.048(591)2775

ホームページ <http://water-okekita.jp/>

No.123

道路上の漏水はフリーダイヤル
ろーすい つーほー
0120-641-240



北本市子供公園

水道水でうがい手洗いを!!

給水人口 144,778 人 給水世帯 58,262 世帯
(平成 25 年 3 月 1 日現在)

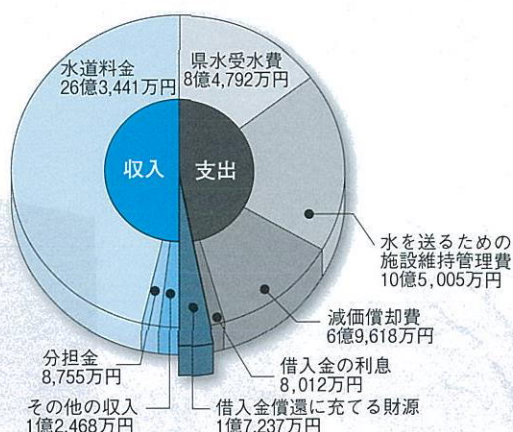
平成25年度予算のあらまし

水道企業団では、経営の基本原則である「企業の経済性を発揮し公共の福祉の増進」に向けて、中長期的展望にたった事務事業全般の見直しと事務の効率化を推進するとともに、健全な事業運営を維持しつつ福祉の向上を目指した施策を重点的に実施することにより『安心・安定給水の推進』に努めます。

収益的収支予算

みなさんからお支払いいただいた、水道料金を主な収入とし、水道水をみなさんのご家庭まで、お届けするための予算です。

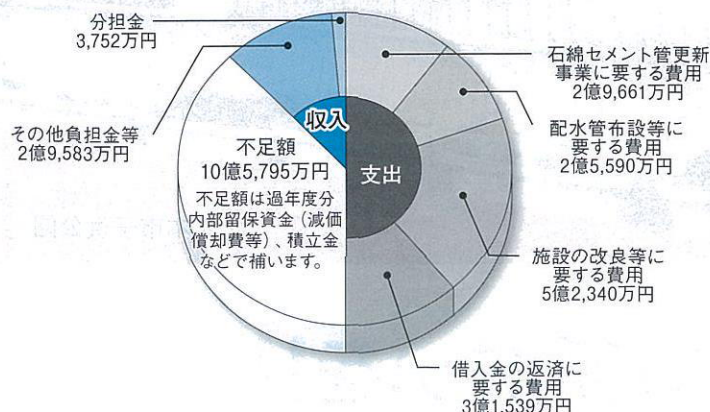
収入 28億4,664万円
支出 26億7,427万円



資本的収支予算

みなさんに安定した給水を続けるために、施設の改良や配水管網の整備、国などから借入れたお金の返済に要する予算です。

収入 3億3,335万円
支出 13億9,130万円



主な事業内容

安全な水道水の供給と安定給水の堅持

- ・老朽化した石綿セメント管の布設替を2.3kmおこないます。
- ・送配水管を新たに3.3km布設します。
- ・健全な水資源の確保のため、県営水道から県水を購入します。
- ・経年等により、揚水量の減少した深井戸（第12号取水井及び第14号取水井）の改修工事をおこないます。
- ・水質検査、水質状況検査をおこないます。
- ・配水管の洗浄作業をおこないます。
- ・故障を未然に防ぐため、電気設備の点検管理をおこないます。

非常時に万全な水道

- ・非常時に備え、非常用給水袋や補修材料を購入します。
- ・川田谷浄水場非常用発電機の消耗部品の交換をおこないます。

次世代に継承できる水道システム

- ・漏水調査を実施し、適切な管路管理をおこないます。
- ・老朽化した空調設備を更新し、省エネルギー化を図ります。

将来を見通した効率的な事業運営

- ・浄配水場の管理業務や検針業務等を委託し、業務の合理化を図ります。
- ・漏水多発地区の配水支管を整備し、有収率の向上を図ります。
- ・水道料金のコンビニ収納をおこないます。

平成25年度業務の予定量

	区 分	平成25年度予算	平成24年度予算	前年度予算との比較	増減比率
業務の予定量	給 水 件 数	59,890件	59,220件	670件	1.13%
	給 水 人 口	144,550人	145,420人	△870人	△0.60%
	年 間 配 水 量	15,879,800m ³	16,228,900m ³	△349,100m ³	△2.15%
	一 日 平 均 配 水 量	43,506m ³	44,463m ³	△957m ³	△2.15%
	年 間 有 収 水 量	14,879,400m ³	15,028,000m ³	△148,600m ³	△0.99%
	有 収 率	93.7%	92.6%	1.1%	—

水道議会だより

平成25年第1回定例会が2月21日(木)に開催され、次の議案がいずれも原案のとおり承認及び可決されました。

(企業長提出議案)

●専決処分承認を求めることについて(埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について)

●桶川北本水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

●桶川北本水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について

●平成24年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)について

●平成25年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について

●埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

●埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の

数の増加及び同組合の規約変更について

(議員提出議案)

●桶川北本水道企業団議会運営委員会条例の一部を改正する条例について

●桶川北本水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則について

漏水調査を実施しています

毎日の生活に欠かすことのできない水は水道管を通して送られていて、水道管のほとんどが地中に埋設されています。

水道管からわずかな漏水が発生した場合、漏水した水は地中へ流れてしまい、地表に現れることはありません。しかし地中に流れ出た水は、道路や建築物、他の埋設物等に影響を及ぼし大きな事故につながる場合があります。

このような地下漏水は目で見て発見することはできませんが、音聴棒や漏水探知器等を使用し漏水音を探知することで、漏水を発見することができます。

桶川北本水道企業団では、漏水による事故の未然防止や貴重な水資源を無駄にしないためにも、専門の業者による漏水調査を実施しています。

この調査は水道企業団が業務を委託した調査員がおこないます。調査員は、水道企業団が発行する身分証明書を携帯し、「桶川北本水道企業団」の腕章を付けています。

なお、この調査で調査員が浄水器の販売や給水管の清掃サービスなどの斡旋をおこなうことは一切ありません。不審に思われた方は水道企業団へお問い合わせください。

漏水調査について

調査方法

道路上：路面音聴調査

宅地内：止水栓音聴調査

調査予定期間

平成25年4月1日から

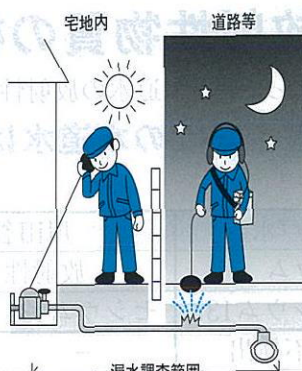
平成26年3月31日まで

調査場所

桶川市・北本市内全域

漏水発見にご協力願います

調査に伴い、皆様の宅地等に立ち入り水道メーター付近まで調査をさせていただきます。



漏水調査を的確かつ効率よくおこなうためメーターボックスの上には植木鉢などを置かないようにしてください。何かと、ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

晴れた日が続いているのに路上に水たまりやわき水が発生した場合は水道管からの漏水の可能性があります。水道企業団では漏水調査を実施しておりますが、突発的な漏水には市民のみなさんの協力が必要で、地表に漏水している場所を発見したら、土日祝日にかかわらず水道企業団まで連絡をお願いします。

問い合わせ

施設課維持係

0488・5961・4916

平成25年度 水質検査計画を策定しました

水道企業団では、市民の皆様に安心して水道水をご利用いただくために、法令等に基づいて水質検査計画を策定し、水質検査を実施します。

水質検査では、次の検査をおこないます。

☆毎日検査

水道法施行規則第15条第1項第1号の規定に基づき、各浄配水場（4か所）の出口及び給水栓より採水し、（色、にごり、消毒の残留効果等について）毎日検査をおこないます。

また、桶川市・北本市内の14か所の給水栓においても、同様の検査を実施します。

☆水質基準項目の検査

給水区域内において各浄配水場の系統ごとに、水道法第4条に基づく水質基準に関する項目の一部、または全部の検査を毎月おこないます。

水質基準とは、健康に関連する項目（30項目）と水道水

が有すべき性状に関連する項目（20項目）に分けられます。

健康に関連する項目は、人が生涯にわたり連続的に摂取しても健康に影響が生じない

水準を基に、安全性を十分考慮して基準が設定されています。そして、水道水が有すべき性状に関連する項目は、生活利用上（味、色、におい等）、

または施設管理上（水道管の腐食防止等）障害が生じるおそれのない水準で基準が設定されています

なお、水源等の原水についても年1回検査をおこないます。

☆水質管理目標

設定項目の検査

給水区域内において各浄配水場の系統ごとに、将来にわたり水道水の安全性の確保等

に万全を期するため年1回検査をおこないます。

☆水質検査の方法

水質検査計画に基づく水質検査は、水道企業団職員による自己検査及び厚生労働大臣の登録を受けた者に委託しておこないます。水道企業団のホームページでは、水質検査結果も掲載していますので、どうぞご覧ください。

☆放射性物質の検査

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い、放射性物質の検査をおこないます。

◇ホームページで 閲覧できます

平成25年度水質検査計画は、ホームページで全文を閲覧できます。

水道水の放射性物質の検査について

水道企業団が定期的におこなっている水道水の放射性物質の検査結果をお知らせします。

桶川北本水道企業団の水道水は安心・安全です

平成24年12月11日以後の検査結果

測定単位Bq(ベクレル)/kg(キログラム)

採水日	中丸浄水場(井戸水)		川田谷浄水場		加納配水場	
	放射性セシウム		放射性セシウム		放射性セシウム	
	セシウム134	セシウム137	セシウム134	セシウム137	セシウム134	セシウム137
平成24年12月11日	不検出	不検出	－	－	不検出	不検出
平成25年1月15日	不検出	不検出	不検出	不検出	－	－
2月5日	不検出	不検出	－	－	不検出	不検出
3月5日	不検出	不検出	不検出	不検出	－	－

※平成24年4月1日から国の指針に基づき以下の新基準値を適用しています。

放射性セシウム 飲料水：10ベクレル/キログラム（セシウム134及びセシウム137の合計値）

※不検出とは、測定条件によって変わる検出限界値より低い濃度であるため検出されなかったという意味です。

なお検出限界値は1ベクレル/キログラム以下です。

埼玉県ではホームページにて水道企業団で受水している大久保・行田両浄水場の検査結果を公表しています。以下のホームページの情報も参考にしてください。

☆水道企業団ホームページ <http://water-okekita.jp/>

☆埼玉県営水道における放射性物質検出結果についてのホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/housyasei-sokuteikekka.html>

問い合わせ

浄水課水質係 048-591-2775(代)

● 引越のご連絡はお早めに ●

毎年3月から4月は引越が多いため、業務が大変混雑します。水道の使用開始・中止をされる場合は、電話またはホームページからお早めにご連絡をお願いします。

〈連絡先〉 電話 048-591-2775(代表)

電話 048-591-4795(業務課)

ホームページ <http://water-okekita.jp/>

◆水道を開始する場合

・住所 ・氏名 ・使用開始日 ・電話番号

※入居先で、水道が使える状態であっても、ご連絡をお願いします。

◆水道の使用を中止する場合

・水道番号【「水道ご使用量のお知らせ(検針票)」に記載されています】

・住所 ・氏名 ・使用中止日 ・電話番号 ・転居先の住所

・料金の清算方法 ①納入通知書

②口座振替

③現地清算(平日8:30~17:15)

※転居先が桶川市・北本市の給水区域内で、支払口座の変更がない場合は、口座振替が継続できます。

◆口座振替のお申し込み方法

- ・水道企業団指定の口座振替依頼書か各金融機関備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、取り扱い金融機関の窓口で手続きをおこなってください。その際、『預金通帳』と『お届け印』が必要になります。水道番号については「水道ご使用量のお知らせ(検針票)」または「納入通知書」をご覧ください記入してください。ご不明の場合はお問い合わせください。
- ・口座振替日は、検針月の翌月15日(休日の場合は翌営業日)となります。

取扱金融機関(本支店)一覧表 (五十音順)

・青木信用金庫
・あだちの農業協同組合
・埼玉縣信用金庫
・大光銀行
・東和銀行
・三井住友銀行
・三菱東京UFJ銀行
・ゆうちょ銀行(各郵便局)

・足利銀行
・川口信用金庫
・埼玉りそな銀行
・中央労働金庫
・みずほ銀行
・三井住友信託銀行
・武蔵野銀行
・りそな銀行



口座振替なら支払い忘れや、振込のために銀行へ出向く必要がなく、多忙な方にも便利です。

貯水槽を設置して水道をご使用されている皆様へ

貯水槽（受水槽や高置水槽）は主にアパートやマンション等の中高層の建築物、工場や学校及び病院などのように一度に多量の水を必要とし、貯水機能が必要とするところなどで設置されています。また、場合によっては一般住宅等においても設置されています。このような建物に付属されている貯水槽を「貯水槽水道」といい、その管理は所有者または設置者の義務となっています。

◆貯水槽水道の管理区分

貯水槽水道は受水槽の容量（有効容量）によって次の2つに分けられます。

- ①簡易専用水道（容量が10㎡を超えるもの）
- ②小規模貯水槽水道（容量が10㎡以下のもの）

受水槽の有効容量が10㎡を超える簡易専用水道については水道法の規制を受けるため、定められている管理基準に従って

管理をおこない、さらに1年以内ごとに1回、厚生労働大臣登録検査機関で検査を受けなければなりません。

小規模貯水槽水道においても設置者が簡易専用水道に準じた管理をするよう努めてください。

◆水道法の定める管理基準

- ①水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期的におこなうこと。
- ②有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために定期的に点検をおこなうこと。
- ③給水栓（蛇口等）における水の色、にぎり、他の状態により水の異常を認めるときは、水質検査をおこなうこと。
- ④供給する人が、人の健康を害するおそれのあることを知ったときは、直ちに給水を停止

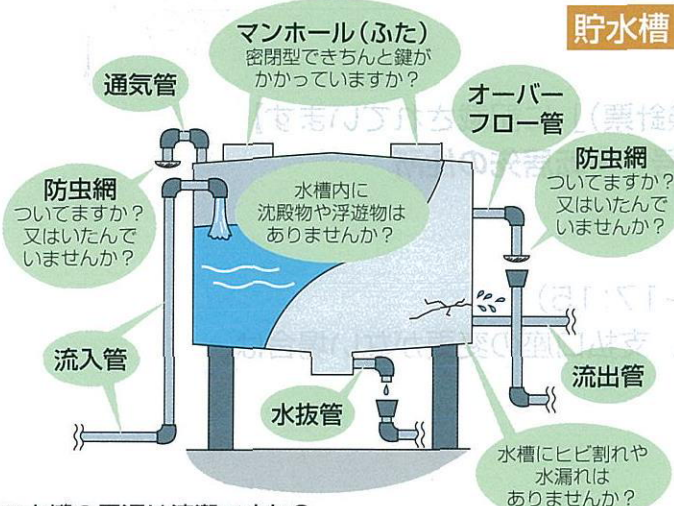
し、関係者に周知させる措置を講じること。

◆水槽の点検項目

点検については、左の図を参考に定期的に行われますようお願いいたします。

また、詳しくは企業団ホームページ及び埼玉県保健医療部生活衛生課のホームページ（水道企業団のホームページ）からもリンクしています「簡易専用水道のしおり」もご参照ください。簡易専用水道検査機関もこちらで確認できます。

貯水槽



※水槽の周辺は清潔ですか？

直結給水について

直結給水方式には、直結直圧方式（一般の住宅などが対象）と直結増圧方式（3階以上の集合住宅などの建築物などが対象）があります。現在、企業団では戸建て住宅や店舗併用住宅等で3階建てまでの建築物においては直結直圧方式を認めています。また、3階以上で10階までの建築物においては直結増圧方式での給水が可能となっています。

◆受水槽方式から直結給水方式への切替について

近年、新築の建築物のみならず、既存の建築物においても受水槽方式から受水槽を撤去して直結給水方式への切替えをおこなうところが増えてきました。企業団では、10階建て以下の既存建築物で受水槽方式にて給水をおこなっているものに対し、適用要件を満たしていれば受水槽を取払い直結増圧方式に変更することもできるようにしています。

◆受水槽を設けない直結給水方式のメリットとデメリット

☆メリットについて

- ・受水槽を設けないことにより、水槽内での水の滞留がなくなり、残留塩素の確保が図れます。
- ・受水槽方式では給水ポンプ等により加圧して水を送っているのに対し、直結給水では配水管の水圧を有効利用できるため、建築物内での動力費が節減できます。
- ・受水槽や高置水槽を設置しなくて済むので設置スペースの有効利用が図れます。
- ・受水槽の点検・清掃が不要です。

☆デメリットについて

- ・断水を伴う配水管の工事や修理または増圧給水設備が故障すると、貯留機能がないのですぐに水が出なくなってしまう。
- ・直結給水方式に関しては適用基準があり、定められた要件に適合することが必要となります。詳しくは事前に給水課にお問い合わせください。

問い合わせ

給水課給水係

048・591・2775(代)